各構成員提出資料

目 次

入谷構成員提出資料	•	•	•	•	•	P	•	1	
大橋構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		3	
尾﨑構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р	•	5	
柏女構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р	•	7	
佐藤構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р	•	9	
菅原構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	1
中島構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	3
普光院構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	5
古渡構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	7
山縣構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		1	9
山口構成員提出資料	•	•	•	•	•	Р		2	1

子ども・子育て新システムの「幼保一体化」に関する意見

全日本私立幼稚園連合会 政策委員長 入谷幸二

1. 幼児教育・幼稚園教育の教育法体系上の位置づけを堅持すべき

教育は、人間ひとりひとりの生涯における自己実現達成の基盤を培う役割を担うと共に、ひとりひとりの人間力を高め、優れた社会の担い手を育む役割も果たしています。 天然資源に乏しいわが国が今後も持続的に発展していくためには、教育とりわけ人間の生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の更なる充実が必要不可欠です。「人づくりは、国づくり」「人づくりは、地域社会づくり」。幼児教育の基盤整備・強化は、国や地域社会の永続的発展の重要要素のひとつです。

平成22年6月18日閣議決定においても、『すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが「人づくり」の基点として必要であり、このため、幼保一体化を含む制度改革と環境整備に取り組む』と明確に示されています。

上記の観点からすれば、生涯教育の基点としての幼児期の教育(教育基本法第11条)、並びに、幼児期の教育のコアである『義務教育及びその後の教育の基礎を培う幼稚園教育』(学校教育法第22条)は、教育基本法及び学校教育法等の教育法体系において今後とも確固として位置付けられるべき(とりわけ学校教育法第1条において)と思います。

2. 幼稚園教育の最低基準(幼稚園設置基準第2条)は幼稚園教育のナショナルミニマムとして維持されるべき

質の高い幼児教育を保障するためには、幼稚園教育の最低基準(幼稚園設置基準第2条)はナショナルミニマムとして維持されるべきと考えます。

3. 待機児童解消にも寄与する子育て支援・社会保障的機能の充実に向けての 私立幼稚園の取り組みと過大な財政負担の回避

〜幼稚園の本来の役割は、日々の幼児教育の実践と不断の充実向上に向けての研鑽に 努めることですが、待機児童解消ひいては少子化対策の観点から、私立幼稚園における 人材や施設いわゆる社会的資源を「子育て支援さらには社会保障的機能にも活用してほ しい」という時代の要請にも真摯に向き合い、実効性のある活動に取り組んできており ます。〜

◎預かり保育や認定こども園制度の拡充

価値観の多様化、生活様式の多様化、働き方の多様化に対応して、乳幼児のいる世帯への子育て支援や社会保障機能のあり方も多様性が求められており、幼稚園における預かり保育や認定子ども園制度もこの要請に応えるものであります。改善を要する側面も少なからずありますが、保護者の「選択の自由」を保障する観点からは、これらの制度を推進すべきと考えます。

預かり保育や認定こども園(とりわけ幼稚園型)の拡充は、過大な財政負担を回避しつつ待機児童解消に寄与すると共に、雇用の確保にも資する政策であると認識いたしております。

預かり保育や認定子ども園の活用を通し、学童保育の役割も担える可能性があります。

4. ワークライフバランスの推進により、両立支援や子育て支援策を保育園や 幼稚園に過度に依存する「施設万能主義」から脱却すべき⇒過大な財政負 担の回避にも寄与

「多様性」や「選択の自由」は、大人の都合のために確保されるものではなく、あくまでも子どもの最善の利益、子どもの基本的人権(幸福追求権、生存権、学習権、教育を受ける権利)を保障するために確保されるべきものです。

この観点からすれば、子育て支援を保育園や幼稚園に過度に依存する「施設万能主義」 から脱却し、ワークライフバランスの推進による「家族で過ごす時間」「地域で過ごす 時間」の確保や充実に求める施策の推進を要望いたします。

例えば、育児休業・時短の拡張、その期間の収入補填施策、病児の看護休暇の拡張と その間の収入補填施策、対象者の拡張(父、母、祖父母、おじおば、等の三親等以内の 親族、近隣や父母の職場の知人、保育ママ等)等、さまざまな人々による支え合いの輪 を活用すべきと考えます。

- 5. 多様な事業主体の参入をめざす指定制度の導入によって、幼稚園や保育園の「認可制度」の制度趣旨が没却されることの無いようにシステム構築すべき
- 6. 私学助成は今後とも機関補助として維持されるべき⇒質の維持向上や小規模園の存続を図る観点から政策誘導的補助は必要不可欠
- 7. 保育料等の設定については地域の実情や各園の多様性に応じた設定が可能 になるような弾力的なシステムにすべき
- 8.「幼保一体化」は、それぞれの「文化」を統合する営み。⇒国民的議論(熟議)を尽くすべき

幼保一体化は、就学前段階の乳幼児の保育・教育制度の大変革を目指すものでまさに 国家百年の体系の土台部分の構築作業であり、国民的な中・長期的課題です。

幼稚園も保育園もそれぞれに一世紀を超える歴史を有し、独自の「文化」を形成し今日に至っています。幼保一体化は、それぞれの「文化」を統合する営みであります。

現場において、子ども、保護者、教職員が混乱をきたさないよう、将来に禍根を残さないよう、透明で慎重な国民的論議を尽くすこと、まさに「熟議」が今こそ求められています。

平成22年10月14日

幼保一体化に関する意見

全国国公立幼稚園長会

はじめに

今後のさらなる少子化の進行に鑑み、幼稚園や保育所等がその機能や役割を生かし連携して、 すべての幼児に良質な生育環境を保障することは重要なことと受け止めている。

現在の新システムの検討においては、幼保一体化が保護者の就労支援や待機児童解消等福祉やサービス面に重点がおかれ、人格形成の基礎を培う幼児期の教育の視点が明らかではない。教育基本法・学校教育法において、幼稚園からはじまり大学に至るまでの学校としての体系的な位置付けがなされているように、新システム構築に当たっての幼保一体化は、質の高い幼児期の教育・保育の確実な提供とその質の維持・向上を中心に据え、さらには保護者の多様な子育ての仕方や生き方を支援するとともに親としての育ちを支えるという視点をも重視して、施設で行う教育の意義や役割をはじめ、様々な面からの丁寧な検討を進める必要がある。

記

1 幼児教育と保育の考え方について

こども園(仮称)等の施設において、幼児期にふさわしい生活を通して幼児の心身の健やかな成長・発達を促がすためには、義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育という考えの下、(家庭ではできない)学校教育として位置づけられている3歳以上の子どもに対する「幼児教育」と、保育に欠ける、あるいは保育を必要とする子どもに対する「保育」とを分けて考える必要がある。

その上で、施設と家庭・地域社会等が連携して、体験や学びを豊かなものにする必要がある。

2 幼児教育について

義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育として、引き続き学校教育体系に位置付け、幼児教育と義務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保しつつ、全国どこでも、新たな指針に基づき、統一的な水準が保たれた質の高い幼児教育を確実に提供できるようにする。

- (1) 幼児教育の重要性・独自性
 - 一人一人の発達(個人差)に応じた指導
 - 身近な大人との信頼関係に支えられ、自立と依存が共存する世界から、自立へ
 - 興味関心に基づいた「遊びを通した総合的な指導」
 - 幼児が主体的に環境に働きかけることによって体験的に学ぶ = 環境による教育
 - 幼稚園等施設、家庭、地域の三者の連携による総合的な教育の推進 = 横軸
- (2) 学校教育体系への確実な位置付け
 - 幼稚園は子どもが出会う初めての学校である。
 - 「教育」という視点からの幼児理解や発達に応じた指導
 - 小学校教育との学びの連続性の確保、幼小中という育ちの一貫性 = 縦軸
 - 義務教育及びその後の教育の基礎づくり
- (3)教育課程や指導計画に沿った意図的・計画的な指導

施設・設備について

幼児にとって楽しく安心して遊び、生活できる環境が整備されることは、幼児教育・保育のための不可欠な条件である。乳幼児から幼児期後期の幼児まで、それぞれの発達段階に応じ、必要とされる施設・設備や、地域の幼児教育センターとして多様な役割を果たすためのゆとりある設計が望まれる。

○ 幼児教育施設の設置基準や幼稚園施設整備指針に基づく幼児期にふさわしい施設・設備

⇒こども園(仮称)として必要な保育室を初めとする部屋数や広さの確保等

- 園庭環境の充実 ⇒ 自然、動植物、固定遊具等
- 長時間保育に備えて、安全で安心して過ごせる家庭的な保育室の確保
- 異年齢児が自然に接し、刺激を受け合いながら成長できるような保育室の配置や空間の 工夫
- 特別な教育支援が必要な幼児が落ち着いて過ごせる小スペース等ゆとりある設計
- 時間帯が異なる保護者の送迎が安全にできるようなスペースの確保
- PTA活動や相談室など多目的に使用できる部屋の設置
- 様々な職種の職員が気持ちよく働けるような、職員室や休憩室等の整備

4 保護者や地域への子育て支援について

- 保護者との緊密な連携の在り方を工夫し、幼児期の発達の特性や見通しを伝える。
- 保護者が子育てを他者に依存してしまうことがないように、家庭教育支援を行う。
- 就労している保護者も夜間や休日にPTA活動等がしやすいような施設や設備の工夫を行う。

5 給付の一体化について

- ○財源の流れを一元的にすること、社会全体で子育てを担うという考えは理解できる。
- ○国から市町村に一括交付された予算が確実に子どものために使われる流れを構築
- ○都道府県や市区町村等の財政基盤によって、幼児期の教育・保育に費やされる予算に差が 出る。「地域の実情に応じ、地域の裁量で配分」というところが不透明であり、教育・保 育を受ける子どもにとっての格差にならないようにする。
- ○「基礎給付」では、「個人給付」以上に、「地域子育て支援」に関する給付を充実させ、子育て環境全体の整備を図る。保護者の選択に任せるのではなく、確実に公のサービスが子ども自身に届くシステムの構築
- ○「両立支援・保育・幼児教育給付(仮称)」の「幼保一体給付(仮称)」の給付基準が重要。 年齢、人数、サービスか教育か、などの目的に応じた明確な給付基準が必要。
- ○教育・保育を受けさせる保護者が応分の料金を支払うことは、親としての義務と責任を認識する意味でも大事である。料金設定の仕方については検討が必要

終わりに

「23年通常国会提出、25年度施行を目指す」とされているが、法案提出、施行までの間に、幼保一体化を含む新システムの内容について、地方公共団体、施設、保護者等関係者に対し十分な説明が行われ、関係者の十分な理解を得ることが必要と考える。今後の人口推計、待機児童数、財政基盤等国の実情と今後の施策を十分検討し、そのうえで、それぞれの地域が地方行政の施策に位置付け、その地域に最も適合した幼児期の教育・保育のあり方を見定めながら、定着させていくことができるようにしていくことが大事である。

子ども・子育て新システムにおける「幼保一体化」に対する 意見について

平成22年10月14日

全国知事会 子ども手当・子育て支援プロジェクトチームメンバー 高知県知事 尾崎正直

1 幼保一体化の取組

少子化の一層の進行や女性の就労の拡大、家庭や地域社会の変容の中にあって、既存の幼稚園と保育所では担いきれていないニーズに適切かつ柔軟に対応していくため、国民的な理解を前提に、幼保一体化の取り組みを今後一層積極的に進めるべきものと考える。

2 幼保一体化の検討にあたっての3つの視点

(1) 日本の将来を見据えた教育のあり方からの検討

少子化によりGDPの低下が懸念されている中、我が国が国際社会の中で競争力を維持していくためには、教育により個々の能力を高めていかなければならない。日本の教育制度のあるべき姿について、日本の教育制度の中でどう位置づけるのか明確にした上で、幼保一体化について議論する必要があると考える。

また、人口の少ない地域では、幼稚園と保育所の選択が事実上できないことから、すべての子どもの最善の利益を図る観点と、すべての子どもへの教育の機会均等を保障するという側面からも検討する必要があると考える。

(2) 低年齢児から放課後児童対策までの途切れのない支援からの検討

日本では、出産や育児休業取得後に7割の女性が離職しており、年齢階層別の女性労働力率は30歳から39歳を底とするM字型カーブを描いている。合計特殊出生率の高いスウェーデン、フランスなどは逆U字カーブになっている。

日本も逆U字型に変え、子どもを産み育てやすい環境にしていかなければならないと考えている。このためには、働きたいと望む女性を支援するため、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業等への国の支援施策や、低年齢児保育から放課後児童対策まで途切れのない子育て支援などを行っていく必要があると考えている。

(3) 子どもの立場に立った検討

幼保一体化の検討にあたっては、経済効率の面から検討を進めるのでは

なく、あくまでも子どもの立場に立った検討を進める必要があると考えている。

また、幼保一体化の検討にあたっては、現在喫緊の課題となっている待機児童解消問題に加え、中長期的な視点に立ち、子どもを中心に据え、保育・教育を受ける機会を大幅に拡大する制度設計を検討する必要がある。

2010.10.14 「幼保一体化ワーキングチーム」提出意見 「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」検討の際の留意点 柏女霊峰(淑徳大学総合福祉学部)

第1回目であり、新システム全体に関する意見を、以下のとおり提出する。 特に、内閣府に設置された障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会の合同作業チームで ある「障害児支援検討チーム」と「子ども・子育て新システム」作業グループ 3 チーム、 社会保障審議会社会的養護専門委員会との緊密な連携が、円滑な制度実施に不可欠である と強く主張したい。

1.財源の確保、一元化策についての十分な検討

新システムにおいては、社会全体で子ども・子育ての支援を図るという観点から、国、地方、事業主、個人の重層的負担より必要な費用を賄うとしている。その際には、特に、児童手当法の規定に基づき、現在、事業主が拠出している財源¹の行方に注視したい。要綱において事業主拠出は「両立支援・保育・幼児教育給付」に充当することが想定されているが、社会で子育てという観点からは、すべての子どもの育ちや子育て支援等にも一定の役割を果たすことを期待したい。また、新システムの整備は、財源の確保と一体として進められるべきことを確認しておきたい。経済的に厳しい状況にある若年層の利用者負担に対する配慮も必要とされる。

2.市町村の関与のあり方や子育て支援プランの策定など実施体制の検討

次に、子育て支援コーディネーター、子育て支援プランの可能性に関する議論に期待したい。保育時間の認定やさまざまな保育・子育て支援サービスの選択、利用調整などを考慮すると、今後、一部の親子に対しては子育て支援サービス計画の策定などが必要とされる。そうした事態に対応し、利用者とともに子育て支援プランを作成するコーディネーターの創設や育成等に関する議論が必要である。石川県においては、マイ保育園事業の一環として、子育て支援プランを作成する事業を実施して成果を上げている。高齢者、障害者福祉に計画作成が浸透している現在、子ども政策についてもケア・マネジメントを検討すべきではないか。

3.保育所、幼稚園の社会的役割を混乱させない仕組みの創設

幼保一体給付やこども園の目的、事業内容などを定めるにあたっては、保育所が現在担っている福祉的役割に十分配慮することが必要である。インフルエンザが流行したから、台風が接近しているからといって休園したのでは、親と子の生活を守ることはできないばかりか、社会のライフラインとしての役割も果たせない。また、①親の事情で子どもを分断しない、②生活や発達の連続性を担保する、③子どもに被害が及ばない、といった子どもの最善の利益保障の観点からの論議が必要とされる。

4.事業者が安定的、意欲的に事業展開できる仕組み

施設・設備整備費のあり方の見直しや運営費の使途範囲、会計基準の検討などに当たっ

¹ 児童手当法に基づき、厚生年金保険等被用者年金制度適用事業主は、当該年金の標準報酬月額及び標準 賞与額を賦課基準として、それぞれに拠出金率(平成 20 年度は 1.3/1000)を乗じた額を拠出しており、 現在は、子ども手当の一部並びに子ども・子育て支援サービスに当たる児童育成事業に充当されている。

ては、事業経営の安定性を考慮し、かつ、事業者が意欲的にサービスに取り組んでいくことができる制度設計としなければならない。給付単価なども月額単価を基本とし、子どもの最善の利益が損なわれないような配慮が必要とされる。また、保育料の未納に対する市町村の関与なども検討する必要がある。イコールフッティングの議論を行う際も、事業主体ごとの社会的役割にも配慮が必要とされる。

5.子ども家庭福祉・保育の質の確保、向上に関するインセンティヴが働く仕組み

サービスの質の保障や向上に対するインセンティヴが働く仕組みを入れた制度設計とすることも必要とされる。経験豊富なベテラン保育者を多く雇用していたり、研修制度が充実している事業者に対する付加給付なども検討すべきであろう。また、この際、保育士の配置基準や待遇も必要な改善を行うべきである。

6.担い手である保育士資格の再構築

平成21年12月に事務局が整理した社会保障審議会少子化対策特別部会における審議のまとめでは、保育士資格の再検討やキャリアアップの資格や仕組みの創設、待遇の向上などが必要とされている。これらの実現をセットで考えるべきである。これまでのように、短時間勤務保育士の配置割合を規制することも検討すべきではないか。それが、幼児教育の振興を目指す世界的潮流に合致する方向であろう。

なお、要綱では、幼稚園教諭と保育士の「資格の共通化」が提言されているが、資格の一元化を図る場合には、就学後のケアワークを担う新たな子ども家庭福祉専門職や子育て支援専門職の資格創設や養成も視野に入れておくことが必要とされる。

7.特別な支援が必要な子どもと保護者を確実に救済するソーシャルワーク機能の担保

新システムの整備は、被虐待児童や障害を有する子ども、貧困家庭の子どもが、確実にサービス利用に結び付く仕組みとして整備されなければならない。事業者に入所の応諾義務を課すことは当然としても、給付以外の利用料負担(教材費等)が払えない場合に事業者の逆選択に結びついたり、障害児保育の加算が貧弱な場合に入所が断られたりすることも想定され、子どもの最善の利益保障の理念に立脚した確実な制度設計が求められる。市町村、行政の公的関与を担保する仕組みの検討が必要とされる。また、ソーシャルワーク機能やコーディネート機能を担うことのできる事業主体に対する支援も検討すべきである。

8.社会的養護や障害児福祉を包含する仕組み

最後に、大きな懸念として、社会的養護や障害児福祉、ひとり親家庭福祉などが、新システムから置き去りされていることがある。新システムの給付に障害児保育給付は見当たらず、その部分は一般財源に頼ることとなる。社会的養護も補助金システムとなる。要綱のまま新システムが整備されると、いわば特別な支援が必要な 1%の子どもたちと、それ以外の99%の子どもたちとが、制度上、分断されてしまうこととなる。新システムは、1%の子どもたちの問題を排除せず、障害児福祉サービスや社会的養護サービスも取り込むべきである。それが社会的排除を生まない仕組みにつながり、共生を実現することにもつながる。障害児福祉給付や難病児福祉給付(新設すべき)、社会的養護給付等も、新システムに一元化することを考慮すべきである。

以上

全保協が考える「こども園(仮称)」のあり方

1. 基本理念

- すべての子どもを対象に、質の確保された保育(幼児教育を含む)が保障される仕組みとすること。
- 子どもを主体とした制度を構築すること。
- 地域の子どもの育ちと子育て支援の拠点として位置づけること。
- 児童福祉法に位置づけられる児童福祉施策としての役割を維持したものであること。
- 「こども園(仮称)」は、保育(幼児教育を含む)を提供するシステムの総称とし、現存の保育所と幼稚園が、それぞれの理念や実践から積みあげてきた実績を活かした取り組みを継続していく期間を設けるべきである。

2. 財源について

■ 「こども園(仮称)」の導入にあたっては、恒久的な財源確保を前提とすること。財源の担保なくして、改革を 断行しないこと。

3. 国、都道府県、市町村の公的責務

- 国、都道府県、市町村の公的責任のもとに、すべての子どもの育ちを日本の未来を築く者の育成(「未来への投資」)としてとらえ、責任を持って関与するべきである。とくにナショナルミニマムを確立するための財源確保とインフラの整備等をはかることが重要である。
- 市町村においても「子ども・子育て会議(仮称)」を設置し、地域の二一ズに応じ計画を立て基盤整備を図ること。

4.「こども園(仮称)」の基本的機能・役割

- 「こども園(仮称)」は、次の機能を必須のものとして備えること。
 - ①地域のすべての子ども(0歳~就学前)を対象に、必要な保育(幼児教育を含む)を提供する機能
 - ②利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関しての必要な相談・助言・支援を行う機能
 - ③地域のすべての子どもと保護者に、必要な相談・助言・支援を提供する機能
- 「こども園(仮称)」は、地域のニーズに応じて、様々な機能を備えることができるようにすること(オプション)
 - ①地域のすべての子どもと保護者に、必要に応じて保育(幼児教育を含む)を提供する機能 (一時預かり等)
 - ②地域の学童期の子どもを対象に、必要な養護を提供する機能
 - ③その他、子どもの発達の保障や保護者の支援のために必要な多様なサービスを提供する機能 (地域子育て支援拠点事業や病児・病後児保育事業等)

Ŋ

5.「こども園(仮称)」の施設環境・人員・運営の基準

- 児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準のより高い基準を適用
- すべての子どもの育つ環境が育つ地域で異なることのないよう、また地域間格差が生じないように、国 は最低基準を定めること。
- サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを制度に組み込むこと。
- 職員の資格の共通化にあたっては、保育士にも6時間の保育時間に加えて2時間の研修および教材準備時間を保障すること。
- 保育時間は8時間を基本とし、地域のニーズや利用する子ども・保護者のニーズに応じて保育時間を設定すること。その際に、開所している時間は配置基準以上の保育士配置ができるような運営体制とそのための単価設定をすること。

6. 利用のあり方

■「こども園(仮称)」の利用にあたっては、市町村の公的関与の下、保護者の就労、主体である子どもにとっての必要性や保護者の心身の状態等、家庭の状況等を客観的な基準にもとづき、子育て支援専門員(仮称)によるアセスメントを行い、総合的に判断したうえで、保育(幼児教育を含む)の必要性を認定し、育児休業から保育サービスへの円滑な利用を保障するシステムとすること

7. 給付と負担のあり方について

- 児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を維持するため、一定の固定費が確保された月額単価設定(実利用量ではなく必要量に応じた)とすること。
- 利用料については、定率の利用料とするとしても減免措置を講じるとともに、利用者負担を1割程度に引き下げること。

8. 指定制について

- 指定基準の基本条件は、国が定める最低基準を上回ること。
- 指定制を導入するにあたっては、指定の範囲と内容を事業ごとに明確に定めること。

9. 多様な事業主体の参入

- 多様な事業主体の参入にあたっては、事業主の特性・規制などとともに、保育(幼児教育を含む)の質の確保のための条件(規制・ルール)を明確にすること。
- 社会福祉法人の使命・役割についての検討とそのことに見合った評価を行うこと。

「こども園(仮称)」のイメージ

保育所・幼稚園・認定こども園

連携

地域の他機関との

閉

児童福祉法のもとに、すべての子どもを対象に、 質の確保された保育(幼児教育を含む)が保障される仕組み

保育室

- (1) 施設環境・人員・運営の基準については、児童福祉施設最低基準および幼稚園設置基準で規定されている基準のより高い基準を適用。
- (2) サービスの質の保障や向上に対するインセンティブが働く仕組みを制度に組み込む。 例)職員の勤続年数や雇用形態、研修実績、相談・援助件数等に応じた加算や単価の設定

[職員の資格]保育士資格を必須とすること

※6時間の保育時間と2時間の研修・教材準備時間を保障すること。

9:00 10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00

保育時間は8時間を基本とし、地域のニーズや利用する子ども・保護者のニーズに応じて保育時間を設定

開

- ① 地域のすべての子ども(0 歳~就学前)を対象に、必要な保育(幼児教育を含む)を提供
- ② 利用している子どもと保護者を対象に、子育てに関して必要な相談・助言・支援を提供
- ③ 地域のすべての子どもと保護者に、必要な相談・助言・支援を実施。

開所時間中の保育士配置は配置基準にもとづくよう運営費積算のあり方を改善

保育(幼児教育を含む)

食事 (食育の推進)

午睡

おやつ

保育(幼児教育を含む)

利用にあたっては、市町村の公的関与の下、保護者の就労、主体である子どもにとっての必要性や保護者の心身の状態、家庭の状況等を客観的な基準にもとづき、**子育て支援専門員(仮称)によるアセスメント**を行い、総合的に判断する仕組みとする。

[利用料]

利用料については、定率の利用料とするとしても、減免措置を講じるとともに、利用者負担を1割程度に引き下げること。

市町村の公的責務: 市町村にも「子ども・子育て会議(仮称)」を設置し、地域のニーズに応じ計画を立て基盤整備を行うこと。

恒久的な財源確保 社会全体(国・地方・事業主・個人)で費用負担する仕組み ※地域のニーズに あわせ、オプション で実施すること:

①地域のすべての 子どもと保護者 に、必要に応じて 保育(幼児教育を 含む)を提供(一時 預かり事業等)

②地域の学童期 の子どもを対象 に、必要な養護を 提供(放課後児童 クラブ)

③その他、必要な 多様なサービス (地域子育て支援 拠点事業、病児・ 病後児保育事業 等)